

林災防発第 ~~144~~号
令和6年9月11日

林業・木材製造業労働災害防止協会
各都道府県支部長 殿

林業・木材製造業労働災害防止協会
会長 中崎和久
(公印省略)

労働者死傷病報告等の電子申請義務化について（周知依頼）

平素より協会の業務運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第 ~~45~~号）が令和6年3月 ~~18~~日に公布され、令和7年1月1日から施行されます。（別添1）

これにより、労働安全衛生関係の次の手続きの電子申請が義務化されることとなりました。（経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。）

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

労働者死傷病報告については報告事項が改正され、これまで自由記載であった事業の種類、被災者の職種、傷病名、国籍・地域及び在留資格についてはコードから選択できるようになり、災害発生状況及び原因については留意事項別に記入できるよう記入欄が分割されました。

また、電子申請に当たっては、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用することでスムーズに **eGov** を介して電子申請できます。

つきましては、別添2及び別添3のリーフレットをご利用いただくなどにより、会員事業場に対して、令和7年1月1日からの労働者死傷病報告等の手続きの電子申請義務化の周知にご協力いただきますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」
(厚生労働省ポータルサイト)

<https://www.dohyosienhkyg.jp/>

別添 1

基 発 0328 第 15 号
令和 6 年 3 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 45 号。以下「改正省令」という。）については、令和 6 年 3 月 18 日に公布され、令和 7 年 1 月 1 日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）並びにこれらに基づく関係省令では、労働者の被災状況や健康状態、事業者が講ずべき措置の実施状況等を適切に把握し、これら法令で定める義務等の履行の確保等につなげるため、事業者に各種報告の提出について義務を課しており、当該報告には指定の様式を使用することとされている。

これらの報告については、労働災害等の発生等の背景・原因を正確に把握し、集計・分析することで、労働災害防止対策の検討等に役立てているところである。

しかしながら、現状においては、これらの報告は電子申請を可能としているものの、依然として書面による報告が多くを占めており、統計の集計はもとより、報告内容の誤記や記入漏れ等を防止して行政事務の効率化を図るためには、デジタル技術を活用した一層の電子申請の推進が求められている。

また、「規制改革実施計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）においては、年間 10 万件以上の手続を含む事業についてオンライン利用率を引き上げる取組を行うこととされ、これを受けて厚生労働省の「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和 3 年 10 月 22 日策定）において、労働安全衛生法の規定に基づく労働基準監

督署への報告のうち、年間手続件数が10万件以上のものについて、令和8年度末までにオンライン利用率を20%まで引き上げることとされている。

以上を踏まえ、改正省令は、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。）等の一部を改正し、報告数の多い労働者死傷病報告等の8つの報告について原則電子申請によることとするとともに、労働者死傷病報告における報告事項の整理や、じん肺則等についての所要の改正を行うものである。

第2 改正省令の概要

- (1) 以下の報告について、事業者からの報告を原則電子申請によるものとする。ことに伴い、以下の報告の様式を廃止することとしたこと。（じん肺則第37条第1項、安衛則第2条第2項、第4条第3項、第7条第3項、第13条第2項、第52条第1項及び第2項、第52条の21、第97条第1項及び第2項、有機則第30条の3並びに労基則第57条第1項及び第2項関係）
 - ア じん肺健康管理実施状況報告（じん肺則第37条、様式第8号）
 - イ 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告（安衛則第2条、第4条、第7条、第13条、様式第3号）
 - ウ 定期健康診断結果報告書（安衛則第52条第1項、様式第6号）
 - エ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（安衛則第52条第2項、様式第6号の2）
 - オ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（安衛則第52条の21、様式第6号の3）
 - カ 労働者死傷病報告（安衛則第97条、様式第23号、様式第24号）
 - キ 有機溶剤等健康診断結果報告書（有機則第30条の3、様式第3号の2）
 - ク 事業の附属寄宿舍内での災害報告（労基則第57条、安衛則様式第23号、様式第24号）
- (2) 休業4日未満の労働者死傷病報告及び事業の附属寄宿舍内での災害報告については、休業4日以上労働者死傷病報告及び事業の附属寄宿舍内での災害報告と同じ報告事項とすること。（安衛則第97条第2項及び労基則第57条第2項関係）
- (3) その他所要の改正を行ったものであること。

第3 細部事項

- (1) 電子申請の原則義務化（じん肺則第37条第1項、安衛則第2条第2項、第4条第3項、第7条第3項、第13条第2項、第52条第1項及び第2項、第52条の

21、第 97 条第 1 項及び第 2 項、有機則第 30 条の 3 並びに労基則第 57 条第 1 項及び第 2 項関係)

ア 電子申請の方法として、e-Gov 電子申請 (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>) から電子申請を行う、又は、今後労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス (<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>) から電子申請が可能となる予定であるため、これらを用いて電子申請を行うこととする。

イ 原則電子申請が義務化された各報告の報告事項の詳細については、追って示す留意事項を参考に報告を行うこととする。

ウ 申請者が電子申請を行う端末等を所有していないなど、電子申請を行う環境が整っていない場合も考えられることから、当分の間、経過措置として書面による報告を行うことができることとする。

(2) 労働者死傷病報告等の報告事項の見直し (安衛則第 97 条第 1 項及び第 2 項、労基則第 57 条第 1 項及び第 2 項関係)

休業 4 日未満の労働者死傷病報告及び事業の附属寄宿舍内での災害報告の報告事項の見直し等に伴い、施行日以降において、経過措置により、休業 4 日以上及び休業 4 日未満の労働者死傷病報告及び事業の附属寄宿舍内での災害報告の報告事項について書面で報告を行う場合には、追って示す参考様式を参考とすること。

第 4 施行期日等

(1) 施行期日

改正省令は、令和 7 年 1 月 1 日から施行することとしたこと。

(2) 経過措置

当分の間、第 2 の (1) アからオまで及びキについては従前の例によること、第 2 の (1) カ及びクについては報告事項を記載した書面による報告ができることとしたこと。

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows a form titled '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report). Five red boxes highlight specific sections: ① (Industry type), ② (Victim's occupation), ③ (Injury name and location), ④ (Disaster occurrence and cause), and ⑤ (Nationality, region, and residence status).

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷>切断
傷病部位：頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします

